

学校でけがをした時は…

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者（同意確認後）の三者で負担しています。その仕組みを「災害共済給付制度」と言います。



先日体育の授業でけがをしたヒデオくん。病院での治療を受けたようです。



センターから **NAASH**

給付金が支払われます！

学校で、けがなどをして病院にかかり請求書類が届くと、センターが内容を審査し、基準に該当すると給付金をお支払いします。



これは概要をお知らせするちらしです。詳しくは、災害共済給付制度のお知らせ、センターホームページをご覧ください。

学校の管理下って？

1

授業中（保育中を含む）

例 各教科、遠足、修学旅行、大掃除など



2

学校の教育計画に基づく課外指導中

例 部活動、林間学校、臨海学校など



3

休憩時間中及び学校の定めた特定時間中

例 始業前、業間休み、昼休み、放課後



4

通常の経路及び方法による通学（園）中

例 登校（登園）中、下校（降園）中



5

その他

寄宿舎にあるとき

こんなときに給付金をお支払いします



授業中にはさみで指を切る



遠足で虫に刺される



休憩時間に鉄棒から落下



通学中に自転車で転倒



休憩時間に階段から滑って転倒



部活動中の熱中症



学校給食などによる食中毒



部活動試合中の転倒

障害 負傷や疾病が治った後に残った後遺症（その程度によって第1級から第14級まで区分）

死亡 学校の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡、突然死

これは概要をお知らせするちらしです。詳しくは、災害共済給付制度のお知らせ、センターホームページをご覧ください。

<http://www.naash.go.jp/anzen/>